



中部電力

クリアランス認可における 保安規定の変更の要否について

2020年12月14日
中部電力株式会社

- 当社は2014年5月に浜岡5号炉旧低圧タービンロータのクリアランス認可を取得し、2014年9月にクリアランスに関する保安規定第1編（第86条の2の2）の認可を受けている。その後、2019年3月に浜岡1,2号炉解体撤去物のクリアランス認可を取得し、同9月にクリアランスに関する保安規定第2編（第41条の2の2）の認可を受けている。
- 現在、浜岡4号炉旧低圧タービン車軸のクリアランス認可に関する審査を受けているところであり、保安規定の変更手続きの要否について、確認させて頂きたい。

クリアランスに関する取り組み状況

	クリアランスに関する取り組み状況
2013年 6月	浜岡5号炉旧低圧タービンロータの認可申請書提出（2014年5月認可）
2014年 5月	クリアランスに関する保安規定第1編の変更申請を提出（2014年9月認可）
2014年11月	測定・評価結果の確認申請書を提出（計6回実施し、2017年11月に完了）
2017年10月	浜岡1,2号炉解体撤去物の認可申請書提出（2019年3月認可）
2019年 3月	クリアランスに関する保安規定第2編の変更申請を提出（2019年9月認可）
2019年11月	測定・評価結果の確認申請書を提出（2019年3月に確認証受領。継続中）
2020年 6月	浜岡4号炉旧低圧タービン車軸の認可申請書提出（審査中）

- 「**「实用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の制定について（改正：令和元年12月25日）」**に以下のとおり定められている。

实用炉規則第92条第1項第11号 線量、線量当量、汚染の除去等（5～6頁）

7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

- 従前の認可実績により、既に保安規定第1編（第86条の2の2）および第2編（第41条の2の2）にはクリアランスの保管管理、測定及び評価に関する取扱いを定めている。保安規定第1編（第86条の2の2）の定めは、添付資料1のとおり。

- 保安規定の審査基準の記載に基づくと、「認可を受けた場合 = 認可を受けた都度」と解釈することが出来る。
- 一方、保安規定には、保管管理、測定及び評価の基本事項を定めている。クリアランスの対象物の材質、形状、大きさによって、保管方法、測定・評価手法が異なる場合でも、保安規定第1編（第86条の2の2）に以下のとおり定めており、今回認可を受ける浜岡4号炉旧低圧タービン車軸の手法を既存の保安規定の定めから読み取れることから、改めての保安規定の変更手続きは不要と考える。
- なお、将来の認可内容において、保安規定の記載の変更の必要性が生じた場合は、必要な手続きを実施する。

（放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理）

第86条の2の2

3(2) 廃棄物管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行う。

(放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理)

第86条の2の2 廃棄物管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づく放射能濃度についての確認（以下、「放射能濃度の確認」という。）を受けようとする物（以下、「放射能濃度確認対象物」という。）及び放射能濃度の確認を受けた物の取扱いに関する次の業務を管理する。

- (1) 放射能濃度確認対象物の保管管理（第2項(3)、第3項(3)）
- (2) 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価（第3項(2)）
- (3) 放射能濃度の確認を受けた物の保管管理（第4項）

2 各課長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けようとする放射能濃度確認対象物又は原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物について、次の事項を実施する。

- (1) 各課長は、放射能濃度確認対象物の取扱いをしようとするものについては、廃棄物管理課長の判断に基づき取扱う。
- (2) 各課長は、放射能濃度確認対象物の性状に応じて分別及び除染を行い、必要に応じて切断した上で、収納容器に収納する場合は、表119-1の放射能濃度確認対象物に係る記録と照合できる措置を講じる。
- (3) 各課長は、放射能濃度確認対象物について、放射能濃度の測定を行う場所に運搬するまでの間、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置を講じ保管する。

添付資料 1 (保安規定抜粋 (2/2))

3 各課長は、原子炉等規制法第6 1条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度確認対象物について、次の事項を実施する。

(1) 各課長は、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定を行う場所への運搬に当たっては、放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じる。

(2) 廃棄物管理課長は、原子炉等規制法第6 1条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行う。

(3) 第3項(2)の測定及び評価の結果、製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（以下、「放射能濃度確認規則」という。）に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、廃棄物管理課長は、放射能濃度の測定前の放射能濃度確認対象物及び放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置並びに放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて保管する。

(4) 第3項(2)の測定及び評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、再度、各課長が除染等を行い、廃棄物管理課長が測定及び評価を行う。または、各課長が第8 6条に基づき、放射性固体廃棄物として管理する。

4 廃棄物管理課長は、放射能濃度の確認を受けた物について、搬出するまでの間、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて保管する。